○厚生労働省令第七十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第十一の四（第六十一条関係）

検定職種	等級
（略）	（略）
築炉	一級、二級、三級、基礎一級及び基礎二級
（略）	（略）

別表第十三の二（第六十二条の三関係）

三級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目及びその範囲

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
築炉	一　築炉作業法 築炉用の器工具及び機械の種類、機能及び用途 築炉の段取り 築炉施工の方法 築炉の施工設備の種類及び用途 二　材料 築炉用材料の種類、規格、性質及び用途 三　炉 炉の種類、構造及び用途 四　製図 五　安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識	築炉作業 築炉の段取り 築炉施工

改正前

別表第十一の四（第六十一条関係）

検定職種	等級
（略）	（略）
築炉	一級及び二級
（略）	（略）

別表第十三の二（第六十二条の三関係）

三級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目及びその範囲

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）